

◇転入された方へ◇

(介護保険要介護・要支援認定について)

転入前の市区町村で現在有効な要介護・要支援認定を受けていた場合、原則として川口市で引き継ぐことができます。

～手続きの流れ～

川口市の住所	前市町村で認定を受けていましたか？	認定は有効期間内ですか？	前市町村で認定申請中の状態で転出しましたか？	手続き番号
一般住宅	受けていた	期間内		①
		期間が終了している	申請中	①
	受けていない		申請中ではない	②
			申請中	①
申請中ではない	②			
介護保険施設等	一部施設を除き、「住所地特例」に該当するため、以前お住まいだった市区町村が引き続き保険者となり、手続きが不要となります。 ※介護保険施設等が「住所地特例」に該当するかどうかの確認は、川口市介護保険課保険係にお問い合わせください。			

① 認定等を引き継ぎますので、川口市に住み始めた日（転入届を提出する日ではありません）から**14日以内**に川口市介護保険課窓口（第1本庁舎2階6番）もしくは裏面記載の電子申請フォームにて手続きをしてください。
※「介護保険受給資格証明書」がお手元にあり、介護保険課窓口で手続きする場合は、手続きの際にご提出ください。

※手続きの際は【裏面】の「■必要なもの」をご準備ください。

※14日を過ぎてしまった場合は、川口市介護保険課認定係までお問い合わせください。

② 認定（介護度）がないため、引き継ぎの手続きをする必要がありません。

後日、川口市の介護保険被保険者証が届きます。

介護保険サービスを利用する場合は、あらためて新規申請の手続きをしてください。

～手続きの際申請できる人・必要なもの～

<p>■申請できる人</p>	<p>本人または家族 ※地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設に申請の代行をしてもらうこともできます。</p>
<p>■必要なもの 【介護保険課窓口で手続きする場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 申請者の身元確認書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1点確認) マイナンバーカード、運転免許証など写真入りのもの (2点確認) 健康保険証、介護保険証、年金手帳 など</p> </div> • 本人の健康保険証 <p>※お手元がない場合は問い合わせ先までご連絡ください。</p> • 本人のマイナンバー（個人番号）確認書類（写し可） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し（マイナンバー入り）</p> </div>
<p>■必要なもの 【電子申請フォームで手続きする場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本人のマイナンバーカード <p>※手続きの際、認証を行うため必ず必要となります。</p> • 健康保険証

～留意事項～

- 各支所や駅連絡室、駅前行政センターでは受付していませんので、ご注意ください。
- 要介護・要支援認定を受けていたか不明な場合は、転入前の市区町村へご確認ください。

～電子申請フォーム～

読み取って申請いただくと来庁をしなくても手続きすることができます！
「いつでも」「どこでも」手続きすることができるため、是非ご活用ください♪

【電子申請フォーム↓】



問い合わせ先

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

川口市役所 介護保険課

認定係 電話：048-259-7294（直）

保険係 電話：048-259-7295（直）